

# 山口県報

平成25年  
8月30日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川課).....一
- 公告  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....二
- 公共測量の実施(監理課).....二
- 屋外広告物講習会の開催(都市計画課).....二
- 一般競争入札の実施(河川課).....三
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....三
- 選管告示  
政治団体の異動事項.....六
- 解散等に係る政治団体の名称等.....六
- 政治資金規正法第十九条第三項第二号の規定の例による届出があつた資金管理団体の名称等.....六

### 山口県告示第三百四十九号



地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、錦川総合開発事業平瀬ダム建設工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定められた。

平成二十五年八月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 錦川総合開発事業平瀬ダム建設工事
- (一) 工事場所 岩国市錦町広瀬地内
- (二) 工事の概要

構	造	規	模
重力式コンクリートダム		堤頂高 七三・〇メートル	
		堤体積 三〇〇・〇〇メートル 三四〇・〇〇立方メートル	

### 二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(四者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。

- 2 出資比率が十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成二十五年八月二十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が千二百五十以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者のうち一者の総合評定値の土木一式工事の数値が千二百五十以上であること。

- (四) 共同企業体の代表者以外の者のうち(三)の者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。

### 三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十五年山口県告示第百十一号)四に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し

- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出場所

山口県錦川総合開発事務所 岩国市錦町広瀬七八〇番地

(三) 申請書等の提出期間

随時とする。

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県錦川総合開発事務所（電話〇八二七―七二―三七四四）にすること。



(三〇九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十五年四月十九日山口県公告（一―一八）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年八月三十日から同年九月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 徳地ショッピングセンター

所在地 山口市徳地堀一六一三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三一〇) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年八月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

平成二十五年七月二十四日から平成二十六年三月二十五日まで

(三一一) 屋外広告物講習会の開催

山口県屋外広告物条例（昭和四十一年山口県条例第四十一号）第二十三条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催します。

平成二十五年八月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 講習会の日時及び場所

日	時	場 所
平成二十五年十一月十一日（月曜日）	午前九時五十分から 午後五時十五分まで	山口市滝町一番一号 山口県庁共用第三会議室

二 講習科目及び時間

科 目	時 間
屋外広告物に関する法令	二
屋外広告物の表示に関する事項	二
屋外広告物の施工に関する事項	二

三 受講の手続

講習を受けようとする者は、山口県屋外広告物条例施行規則（昭和四十二年山口県

構	造	規	模
---	---	---	---

規則第五号)第十五条に規定する屋外広告物講習会受講申込書に屋外広告物講習会受講手数料三千四百五十円に相当する山口県収入証紙(この収入証紙には、消印をしないこと。)及び写真(縦五・五センチメートル、横四センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)を貼って、その者の住所地を管轄する土木事務所の長を経由して知事に提出すること。

四 受講申込書の受付期間  
平成二十五年九月十七日(火曜日)から同年十月十八日(金曜日)まで(郵送の場合、十月十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 その他

(一) 受講案内及び受講申込書の請求は、山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課又は最寄りの土木事務所に行うこと。郵便で請求する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会」と朱書きし、八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この講習会についての問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七二五)又は最寄りの土木事務所に行うこと。

(三) 一般競争入札の実施  
次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。  
平成二十五年八月三十日  
山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項  
次に掲げる工事の請負

(一) 工事名  
錦川総合開発事業平瀬ダム建設工事

(二) 工事場所  
岩国市錦町広瀬地内

(三) 工事の概要

重力式コンクリートダム  
堤頂高 七三・〇メートル  
堤体積 三〇〇・〇メートル  
三〇〇・〇〇〇立方メートル

(四) 工期  
この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約七十五箇月間

(五) その他  
この工事は、契約締結後に施工方法等の提案(十一)に基づき評価の対象となるべきものを除く。)を受け付けるVE方式の工事である。

二 工事概要書及び入札説明書等の配布  
(一) 場所  
山口県入札情報ポータルサイト

(二) 日時  
平成二十五年八月三十日から同年十二月四日まで

三 入札参加資格  
入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十五年山口県告示第三百四十九号。以下「告示」という。)に基づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 共同企業体が地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 政令第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 一に掲げる工事(以下「本工事」という。)において他の共同企業体の構成員でないこと。

3 平成二十五年八月三十日から同年十二月二十五日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 平成十年四月一日から平成二十五年八月三十日までの間に元請負人又は共同企業体の代表者として堤高六十メートル以上の重力式コンクリートダムを施工した実績を有していること。

2 土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を受講した監理技術者（以下「監理技術者」という。）で、ダム工事総括管理技術者又はこれと同等以上の資格を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係（告示三）に規定する共同企業体競争入札参加資格確認審査申請書の提出の日（以下「提出日」という。）以前に三月以上）があり、かつ、平成十年四月一日から平成二十五年八月三十日までの間に堤高六十メートル以上の重力式コンクリートダム工事に係る施工計画書の作成、工程管理、品質管理又はその他の技術上の管理のいずれかに従事した経験を有するものを本工事の工事現場に専任で配置できること。

(四) 共同企業体の代表者以外の者のうち一者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 平成十年四月一日から平成二十五年八月三十日までの間に元請負人若しくは共同企業体の代表者として堤高三十メートル以上の重力式コンクリートダムを施工した実績又は共同企業体の代表者以外の者（出資比率が二十パーセント以上のものに限る。）として堤高六十メートル以上の重力式コンクリートダムを施工した実績を有していること。

2 建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）で、ダム工事総括管理技術者、一級土木施工管理技士、技術士又はこれらと同等以上の資格を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係（提出日以前に三月以上）があり、かつ、平成十年四月一日から平成二十五年八月三十日までの間に堤高三十メートル以上の重力式コンクリートダム工事に係る施工計画書の作成、工程管理、品質管理又はその他の技術上の管理のいずれかに従事した経験を有するものを本工事の工事現場に専任で配置できること。

(五) 共同企業体の代表者以外の者のうち(四)の者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 平成十年四月一日から平成二十五年八月三十日までの間に元請負人又は共同企業体の構成員（出資比率が二十パーセント以上のものに限る。）として堤高十五メートル以上の重力式コンクリートダムを施工した実績又は土木一式工事でコンクリート体積合計二千立方メートル以上を施工した実績若しくは土木一式工事で高さ十五メートル以上のコンクリート構造物を施工した実績を有していること。

2 主任技術者で、直接的かつ恒常的な雇用関係（提出日以前に三月以上）があるものを本工事の工事現場に専任で配置できること。

四 設計図書縦覧及び配布

(一) 場所  
山口県入札情報ポータルサイト

(二) 日時  
平成二十五年八月三十日から同年十二月四日まで

五 契約条項を示す場所  
山口県錦川総合開発事務所

六 入札の方法  
この入札は、政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札より行うので、提案書その他の入札説明書に定める書類を提出すること。

七 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記載すること。

(二) 提出場所  
山口県錦川総合開発事務所

(三) 受領期限  
平成二十五年十一月二十日午前九時から同月二十二日午後四時三十分

八 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所  
山口県錦川総合開発事務所

(二) 日時  
平成二十五年十二月五日午前十時

九 入札保証金  
免除する。

十 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
  - (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
  - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 十一 落札者決定基準  
総合評価基準

落札者の決定は、価格、施工方法等の提案及び技術的能力等の条件を総合的に評

価することにより行つ。

(二) 審査基準

提案書に記載された施工方法等の提案及び技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、評価点を求める際の際の評価の項目及び基準は、別表のとおりとする。

十二 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値(評価の項目ごとの評価点に別表に定める換算値を乗じて得たものの合計に百点を加え、入札金額で除して得た値をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる場合には、落札者とししない。

1 施工方法等の提案の内容が著しく不適切であると認められる場合  
2 評価値が、百点を予定価格で除して得た値に百分の百五を乗じて得た値に満たない場合

3 入札金額によつては入札者により本工事の内容に適合した履行がなされないおそれがあると知事が認める場合又は入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると知事が認める場合  
(二) 落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

十三 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類(告示に基づく資格審査を申請した者については、1、2、3及び7に掲げる書類)を平成二十五年十月一日午後四時三十分までに山口県錦川総合開発事務所に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十五年十月二十九日までに発送する。

1 誓約書

2 工事の施工実績について記載した書類

3 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類

4 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類

5 総合評定値通知書の写し

6 特定建設業の許可通知書の写し

7 監理技術者(平成十六年二月二十九日以前に、現に有する監理技術者資格者証の交付を受けたものを除く。)が登録講習を受講した者であることを証する書面  
(五) この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。

(六) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(七) 契約保証金

契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(八) 契約締結後の技術提案

契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事的機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案(十一の(一)に基づく評価の対象となるべきものを除く。)をすることができる。この場合において、当該提案を適当と認めるときは、設計図書を変更するとともに、必要があると認めるときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。

(九) 詳細については、山口県錦川総合開発事務所(電話〇八二七-二一三七四四)に問い合わせる。

十四 Summary

(1) Division in charge of the contract: River Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture

(2) Name of construction: Construction works of Hirase Dam of Nishiki River General Development Project

(3) Type of the dam: Concrete Gravity Dam

(4) Place of construction: Hirose, Nishikimachi, Iwakuni City

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Nishiki River General Development Office, 780 Hirose, Nishikimachi, Iwakuni City

(6) Time-limit for tender: 4:30 P. M. November 22, 2013  
別表

評価の項目	評価の基準	配点	換算値	
				評価の項目
施工方法等の提案	高度な技術の提案	「ダム本体コンクリートの品質」に関する技術提案について、4段階で評価する。	3点	25 76
		上記技術提案に係る施工計画について、4段階で評価する。	3点	
		「骨材の品質」に関する技術提案について、3段階で評価する。	3点	
		上記技術提案に係る施工計画について、3段階で評価する。	3点	
技術的能力等の条件	施工上配慮すべき事項	施工上特に配慮すべき事項を示し、その理由及び当該事項についての技術的な所見が記載され、かつ、その内容が適切であること。	4点	3 76
	同種の工事の施工実績の有無	共同企業体の代表者が平成17年4月/日から平成25年8月30日までの間に同種の工事を施工した実績を有していること。	2点	
	ISO9001の認証の取得の状況	共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO9001の認証を取得していること。	1点	
	ISO14001の認証の取得の状況	共同企業体の構成員のいずれかが国際標準化機構が定めるISO14001の認証を取得していること。	1点	
	労働安全衛生マネジメント等の認証状況	共同企業体の構成員のいずれかが労働安全マネジメント等の認証を受けていること。	1点	2 76
	監理技術者の施工経験の有無	監理技術者が平成17年4月/日から平成25年8月30日までの間に同種の工事に従事した経験を有していること。	2点	

(三十三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百〇九号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年八月三十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
山陽小野田市大字東高泊字高洲

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山陽小野田市大字東高泊六番地の一  
有限会社エステートいしへ



山口県選挙管理委員会告示第百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十五年八月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		考出(届出年月日)
		新	旧	
竹馬会	代表者	大田 利彦	竹本 貞夫	平成25、9

山口県選挙管理委員会告示第百十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年八月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
竹馬会	大田 利彦	松吉 明治	山陽小野田市大字有町858の1	平成25、7

山口県選挙管理委員会告示第百十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定の例

による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年八月三十日

山口県選挙管理委員会委員長

中村正昭

資 金 管 理 団 体 名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなくなった旨の届出年月日	備 考
竹馬会	山陽小野田市大字有働858の1	竹本 貞夫	平成25、7、9	資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の種類は山口県議会議員である。

平成二十五年八月三十日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁